平成２５年（フ）第７７号
大分県中津市三光臼木1047番地
債務者　宮本久美子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
宮城県柴田郡柴田町松ヶ越２丁目７番地３
債務者　岩澤　孝宏
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１０３号
福井市新田塚２―73―15、住民票上の住所福井市剣大谷町第１号28番地
債務者　馬場　絹枝
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
福井県越前市四郎丸町第39号11番地の１
債務者　青木　克樹
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
福井市江端町1001番地　江端団地４号館234号室、旧住所福井市北四ツ居町620番地　スカイコーポ602号
債務者　砂子　富美
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
福井市長本町118番地１　アパガーデンコート長本町305号
債務者　上出　記義
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１２号
福井市半田町第30号11番地
債務者　宮下　智樹
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１３号
福井県坂井市三国町山王４－２―27、住民票上の住所福井県鯖江市丸山町２丁目２番20号青山眼鏡丸山寮
債務者　橘　　英明
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１４号
福井市御幸１丁目８番10号
債務者　坂井　和美
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９６号
長野県岡谷市郷田２丁目７番５号
債務者　濵　　宏一
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２１００号
愛知県小牧市中央３丁目200番地２　サンパーク伊藤302号
債務者　佐川正一こと　ＳＡＧＡＷＡ　ＳＩＬＶＩＯ　ＳＣＨＯＩＣＨ
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１０１号
愛知県小牧市中央３丁目200番地２　サンパーク伊藤302号
債務者　佐川ミドリこと　ＳＡＧＡＷＡ　ＭＡＲＣＩＡ　ＭＩＤＯＲＩ　ＷＡＴＡＮＡＢＥ
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８０号
山口県下関市一の宮町２丁目11番８―207号エコーハイツ
債務者　和氣　　繁
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
山口県下関市一の宮町２丁目11番８―207号エコーハイツ
債務者　和氣　茂子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
富山市婦中町西本郷562番地２　雇用促進住宅西本郷宿舎１号棟206号
債務者　佐伯　昭治
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７７号
富山市向新庄町５丁目６番32号　ナチュラルヴィレッジＡ棟Ａ５
債務者　草野　和美（旧姓仲）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８０号
富山市城村123番地
債務者　滝川美知代
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
富山地方裁判所民事部